

全国生鮮食品等卸売業確定拠出年金プラン 御中



確定拠出年金(DC)制度の仕組み

2026年4月

確定拠出年金(DC)制度とは？

確定拠出年金は、ご自身のセカンドライフ資金を準備するための制度です
(2012年1月の法改正により、従業員も掛金を上乗せできるようになりました)



確定拠出年金(DC)制度とは？

①「会社と従業員が掛金を出し合う」とは？

会社



会社は、みなさん
一人ひとりの
掛金を出す

会社が出す掛金⇒事業主拠出

従業員



会社が出す掛金に
自分の給与から
上乗せできる

ご自身が出す掛金⇒加入者拠出

毎月
DC専用の
口座へ

加入者拠出は、毎月の給与から自動的に引き落とされます(給与天引き)

Point

拠出された掛金は、従業員一人ずつDC専用の口座を作り、管理していきます。(財産権が確保されます。)

確定拠出年金(DC)制度とは？

②「従業員ご自身で運用する」とは？

厳選された複数の運用商品(貯蓄するための資産・投資するための資産)のなかから、従業員が自由に運用する商品を選びます

運用方法
を選ぶ



厳選された運用商品のなかから
従業員ご自身で自由に選ぶ

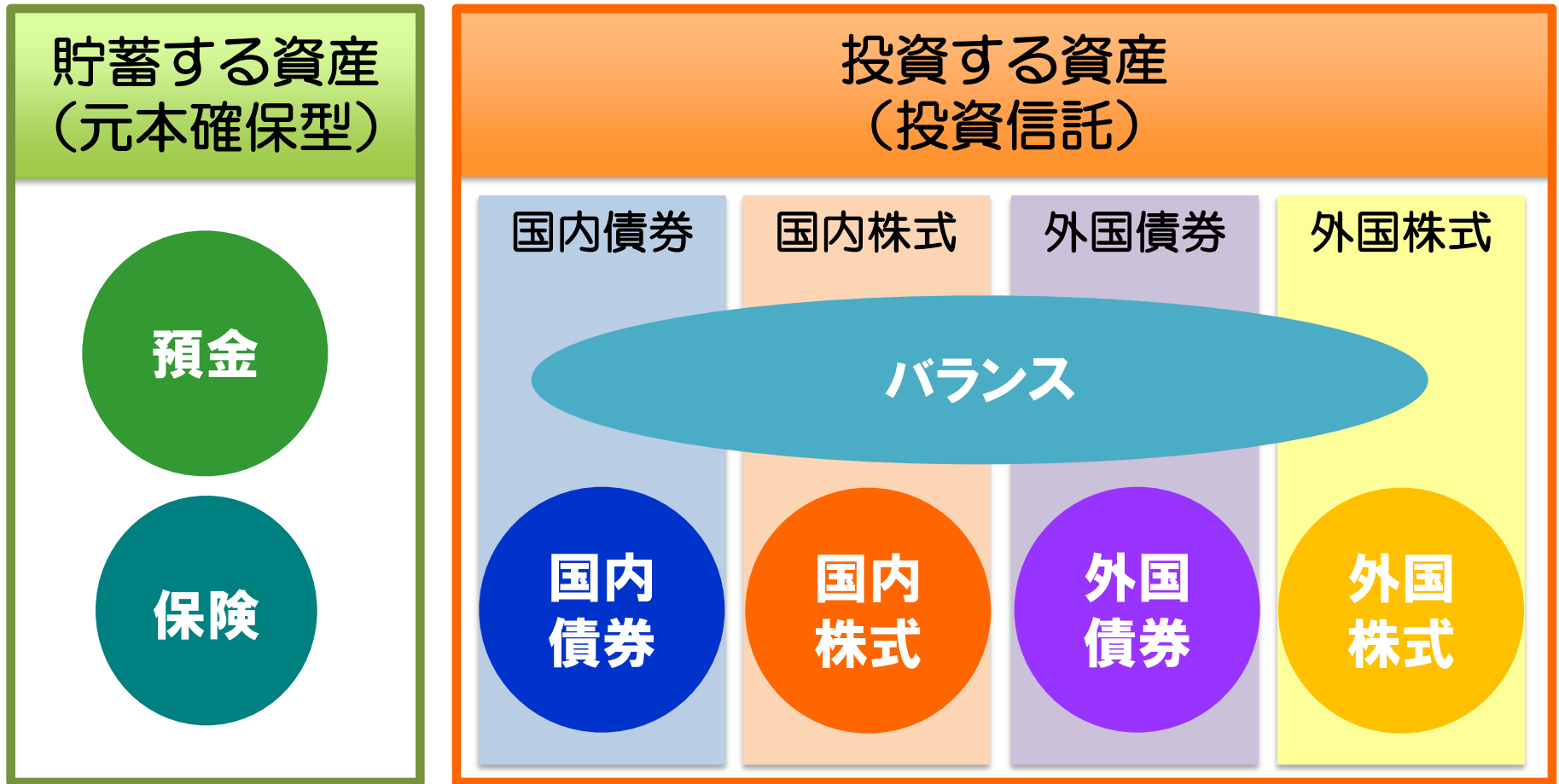
運用方法
の変更



運用方法の変更は、電話・WEBで
いつでもできる

確定拠出年金（DC）制度の運用商品

■運用する商品の投資対象(例)



全国生鮮食品等DCプランの運用商品ラインアップ

元本確保型

三井住友信託
DC変動定期
5年

三菱UFJ信託
固定定期
5年

ニッセイ
利率保証年金
5年保証

三井住友海上
積立傷害保険
(5年)

国内債券

外国債券

国内株式

外国株式

新興国

その他

【合計3本】 DC世界経済インデックスファンド(債券シフト、株式シフト)

【合計4本】 DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型)2030/2040/2050/2060

【合計2本】 分散投資コア戦略ファンドA/S

| 国内債券 | 外国債券 | 国内株式 | 外国株式 | 新興国 | REIT |
|----------------------------|-------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| パッシブ | パッシブ | パッシブ | パッシブ | パッシブ | パッシブ |
| DC日本債券 インデックス・ オープンS | DC外国債券 インデックスL | DC日本株式 インデックス・ オープンS | DC外国株式 インデックスL | インデックスファンド 海外新興国 (エマージング)株式 | DCダイワ・グローバル REIT インデックスファンド |
| | | DC日本株式ESG セレクト・リーダーズ インデックスファンド | DC外国株式ESG リーダーズ インデックスファンド | インデックスファンド 海外新興国 (エマージング)債券 (1年決算型) | |
| | | | DC米国株式 インデックス・オープン (S&P500) | | |
| アクティブ | アクティブ | アクティブ | アクティブ | アクティブ | アクティブ |
| | | DCダイワ・ バリュー株・オープン | フィデリティ グローバル・ファンド | | Jリートアクティブ ファンド(1年決算型) |
| | | 年金積立 Jグロー | | | |

確定拠出年金(DC)制度とは？

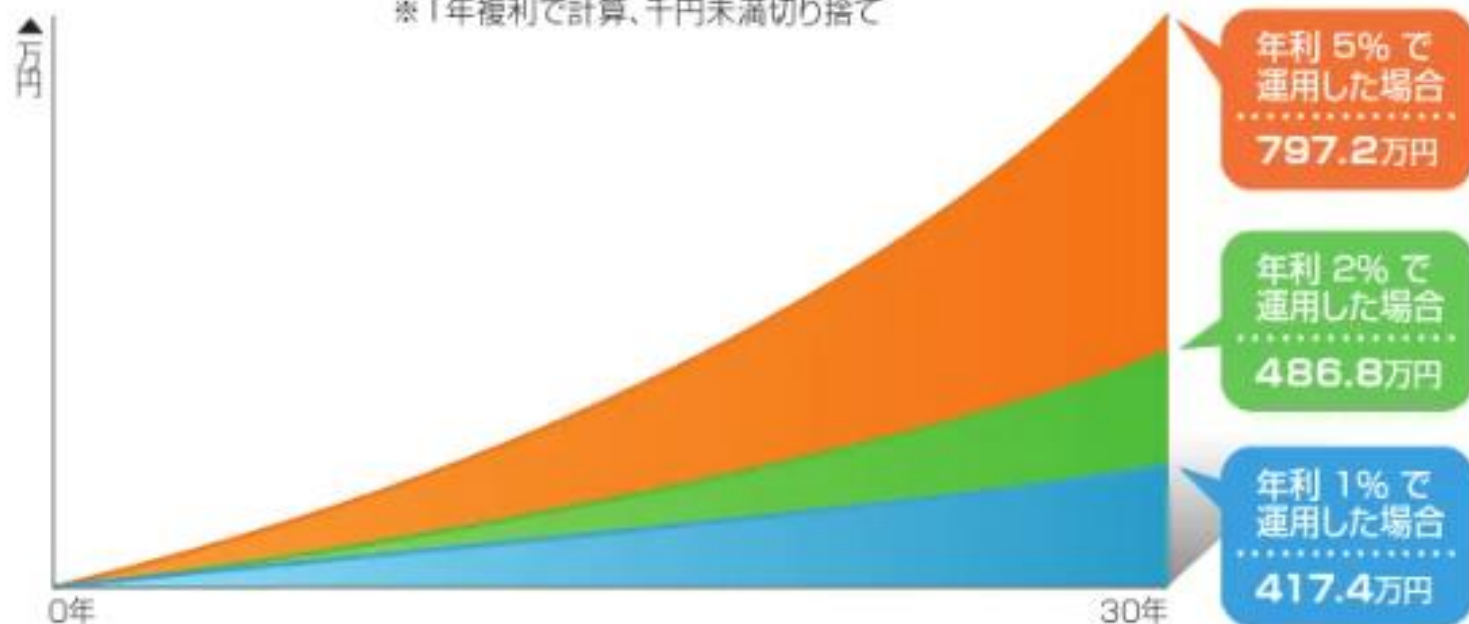
③「お金を受取る」とは？

いくら受取る？

自分の運用次第で決まる

【毎月1万円を運用しながら30年間積み立てた場合】

※1年複利で計算、千円未満切り捨て

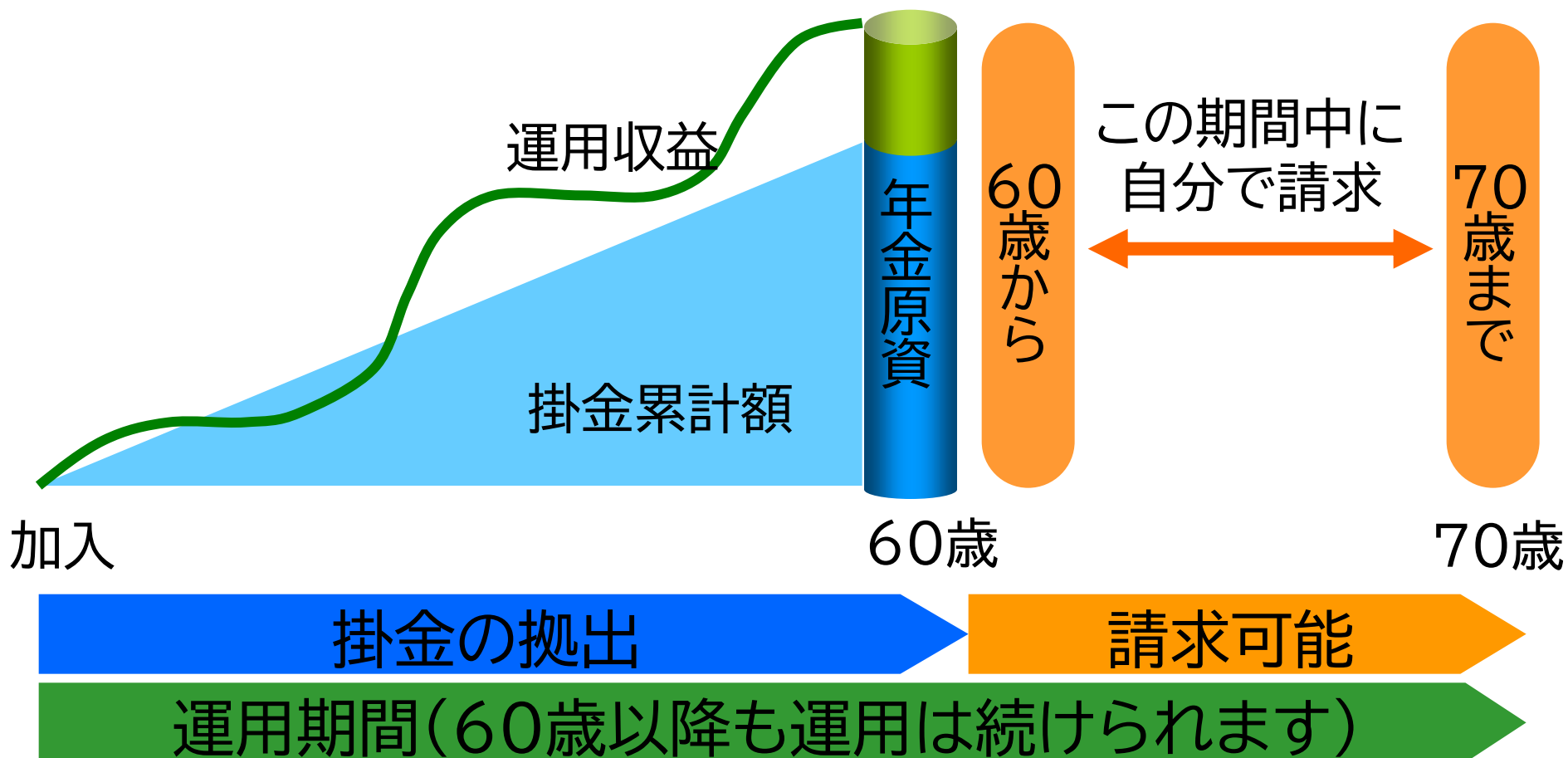


長期運用においてはわずかな利回りの差でも「利息が利息を生む」複利効果によって将来の受取額に大きな差がつきます。

確定拠出年金(DC)制度とは？

③「セカンドライフ資金として受取る」とは？

いつから受取る？ 60歳～70歳到達までの間で請求できる

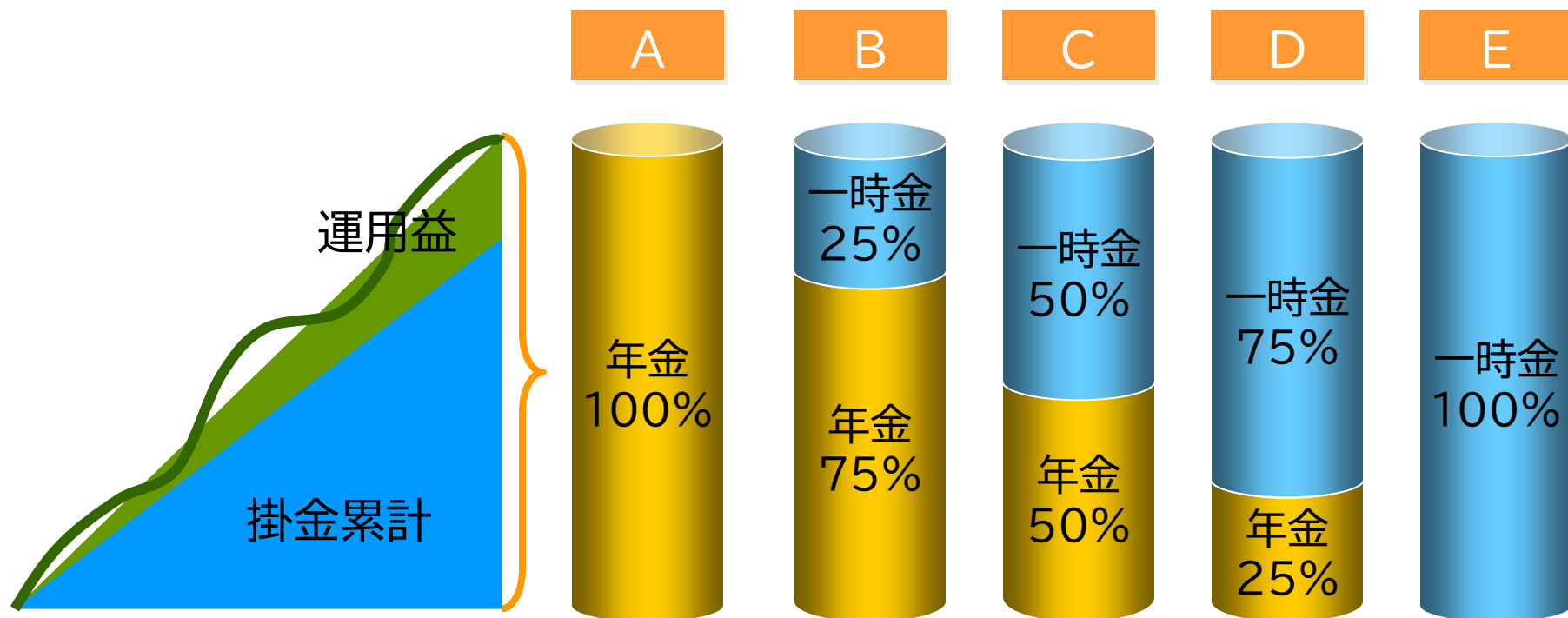


確定拠出年金(DC)制度とは？

③「セカンドライフ資金として受取る」とは？

受取り方法は？ 自分で年金か一時金か選ぶ

例えば・・・次の5つのコースから選択するような設計も可能です。

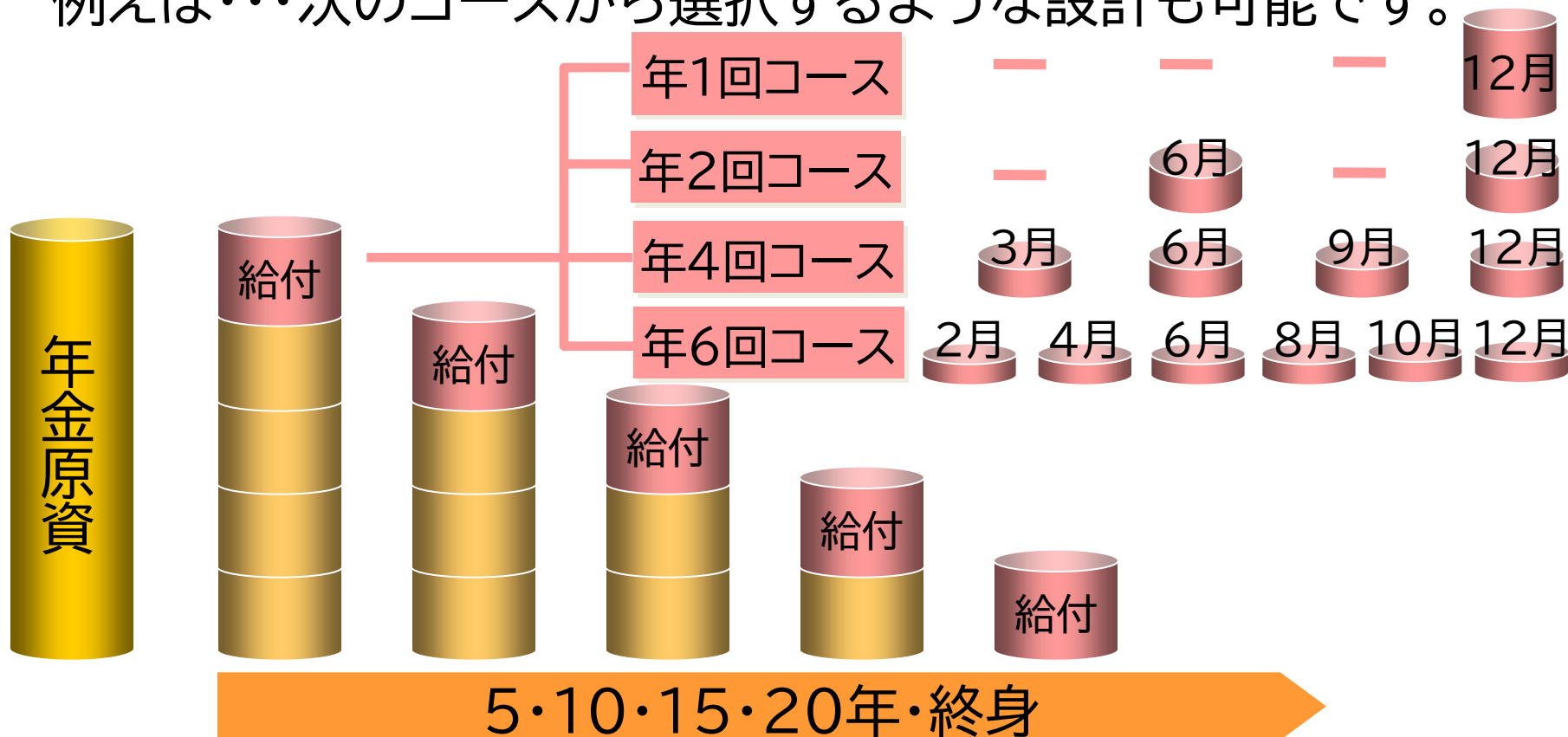


確定拠出年金(DC)制度とは？

③「セカンドライフ資金として受取る」とは？

年金の回数は？ 期間や回数を選択できる

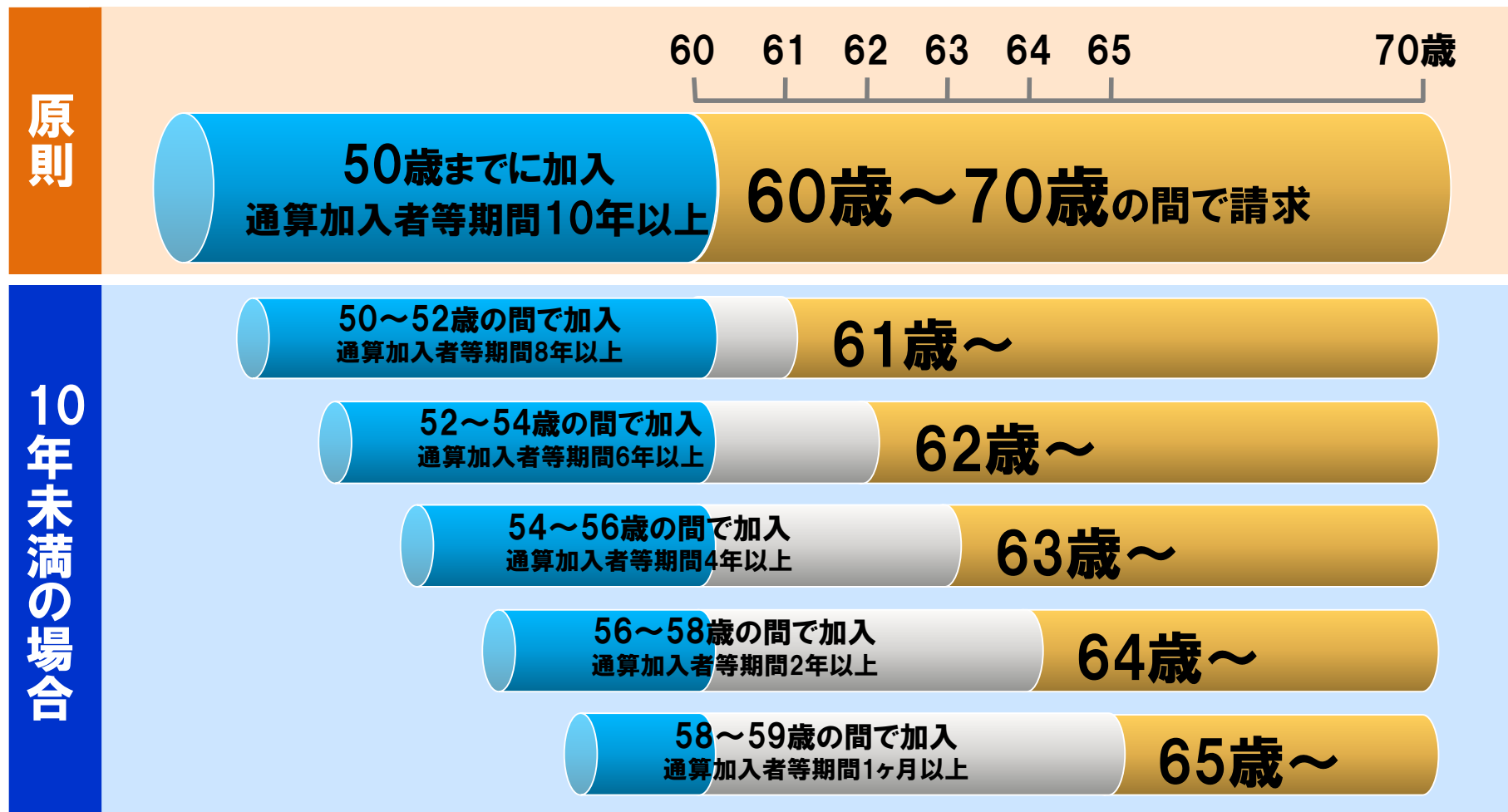
例えば・・・次のコースから選択するような設計も可能です。



※保険商品の年金商品コースを選択の場合のみ、終身で受給することができます。

確定拠出年金(DC)制度とは？

【ご参考】加入期間によって、給付開始時期が異なります



原則

10年未満の場合

確定拠出年金(DC)制度とは？

もしものときは？ 各種給付金がある

死亡したら

死亡一時金(一時金のみ)
年齢にかかわらず遺族が受取る

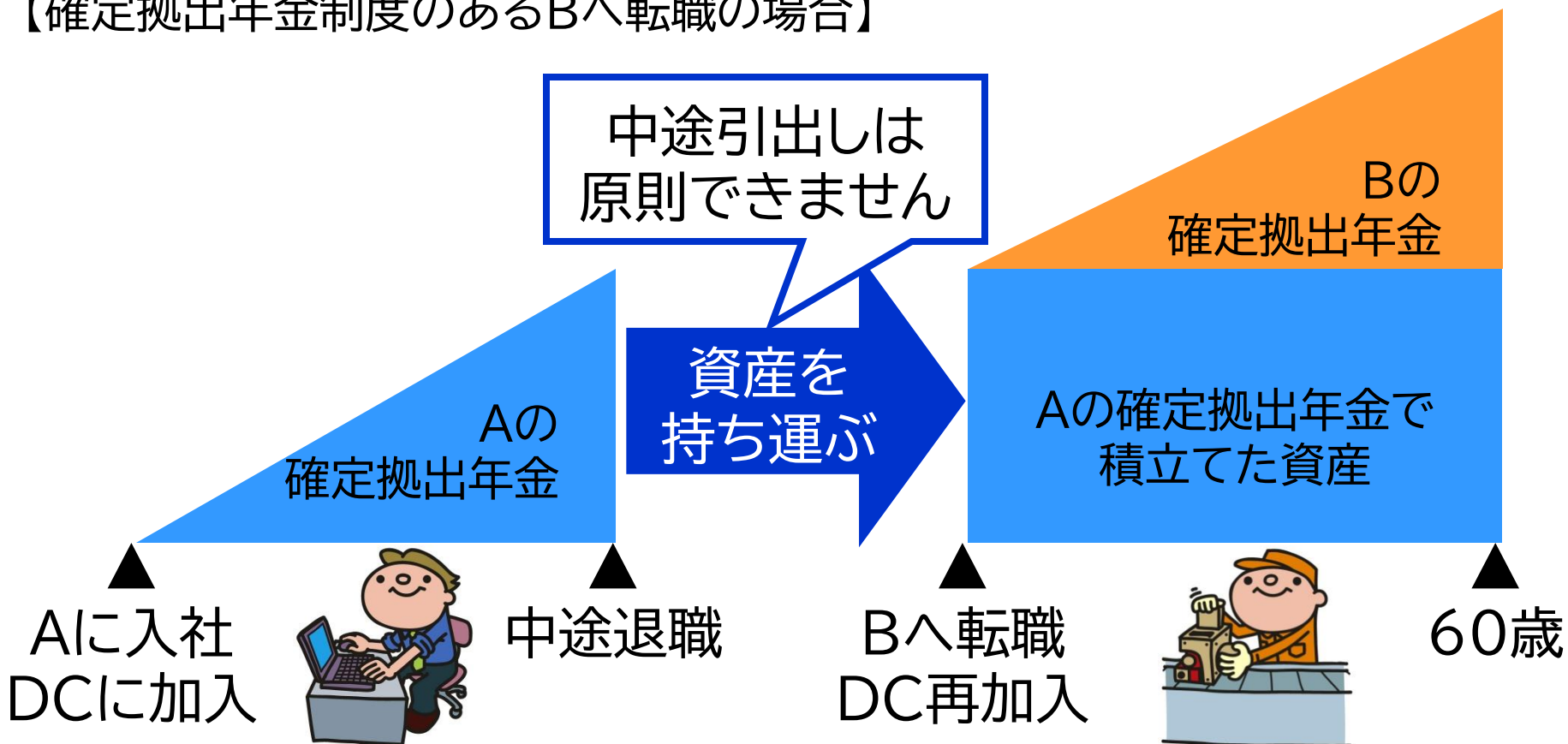
高度障害
になったら

障害給付金(年金・一時金)
年齢にかかわらず受取れる

確定拠出年金(DC)制度とは？

確定拠出年金(DC)制度に加入した後に中途退職や転職した場合、それまでに積み立てた資産を転職先へ持ち運ぶことができます

【確定拠出年金制度のあるBへ転職の場合】



※60歳前で中途退職した場合、移換先は退職後の立場により異なります

中途退職時の移換手続きについて



お手続き内容に不備がある場合、期限内にお手続きが完了しない可能性があります。お早めにお手続きください

※資格喪失日の翌月から6か月経過後、移換手続きをしておらず、かつ所定の要件を満たした場合は自動的に加入している個人型DC(以下iDeCo)または企業型DCへ移換される可能性があります

A ご自身でお取引されているiDeCoに移換をしてください

お手続きは、ご自身で加入しているiDeCoの取扱金融機関にご連絡のうえ、進めてください

詳細はこちらをご覧ください

⚠ iDeCoで掛金の拠出をしている方は、企業型DCの加入資格を喪失したことにより、お手続きが必要です



B ご自身で金融機関を決めてiDeCoに移換をしてください

なお、移換とあわせてiDeCoに加入し、掛金を拠出することも可能です

iDeCoへの移換手続き方法

Step1 申込を行う金融機関の検討

取扱金融機関によって、手数料・商品のラインナップが異なります
取扱金融機関の詳細は、iDeCo公式サイト
(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>)でご確認ください

iDeCoの取扱金融機関はこちら



Step2 「加入者」または「運用指図者」を選択

国民年金被保険者(任意加入含む)・厚生年金被保険者の方は、ご自身で掛金を拠出しながら運用する「加入者」または掛金を拠出せずに運用のみ行う「運用指図者」のいずれかをご選択ください

Step3 申込手続きを実施

ご希望の金融機関にお問い合わせいただき、期限内にお手続きください
移換のお手続きは、受付からお手続き完了まで1~2か月程度かかります

価格変動リスクについて

ご退職後も選択された商品での運用が続き、投資信託保有の場合は日々時価評価額が変動します。移換の手続き途中で、保有商品は全て売却(現金化)され、その金額をもとに移換先DCの運用商品が購入されます。売却のタイミングを指定することはできないため、投資信託等をお持ちで価格変動を避けたい場合は、あらかじめ元本確保型商品に預替を行うことをご検討ください。なお、移換手続き書類提出後は預替を行うことができませんのでご注意ください

運用商品預替の方法について、詳しくはお手続き診断にアクセスしてご確認ください



60歳以降でDC資産を受け取る際、退職所得の受給に関する申告書が必要となります。41歳以降にDC以外の退職金が支給された場合は、支払額が記された「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付する必要がありますので、失くさずに保管ください

【ご退職後6ヶ月以内にお手続きが行われなかった場合】

企業型の資格喪失者(受給権者以外)が資格喪失日の翌月から6ヶ月以内に上記の移換手続き(または脱退一時金受給手続き)を行なわなかった場合、強制的に資産は国民年金基金連合会に移換されます。通常に移換に比べて、手数料等不利な点が多いため中途退職者への周知が必要となります。

【ご参考】脱退一時金の受取りについて

確定拠出年金(DC)制度の給付は原則60歳まで受取ることができませんが、
一定の条件を満たせば“脱退一時金”を受取ることができます

移換先の個人型確定拠出年金からの脱退一時金

《要件》

- ① 「個人型年金加入者」となる資格がないこと(専業主婦第3号被保険者、公務員 等)
※転職先に企業型確定拠出年金を実施していても加入者資格を有していない(選択しない)場合は可
- ② 通算拠出期間(※)が1ヵ月以上3年以下であるか、または資産額が50万円以下であること
※確定拠出年金に掛金を払った期間。ただし、他制度からDCへ移換があった場合は他制度の加入期間等も加えます。
- ③ 60歳未満であること
- ④ 障害給付金の受給権を持っていないこと
- ⑤ 企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年以内であること

加入していた企業型確定拠出年金からの脱退一時金

《要件》

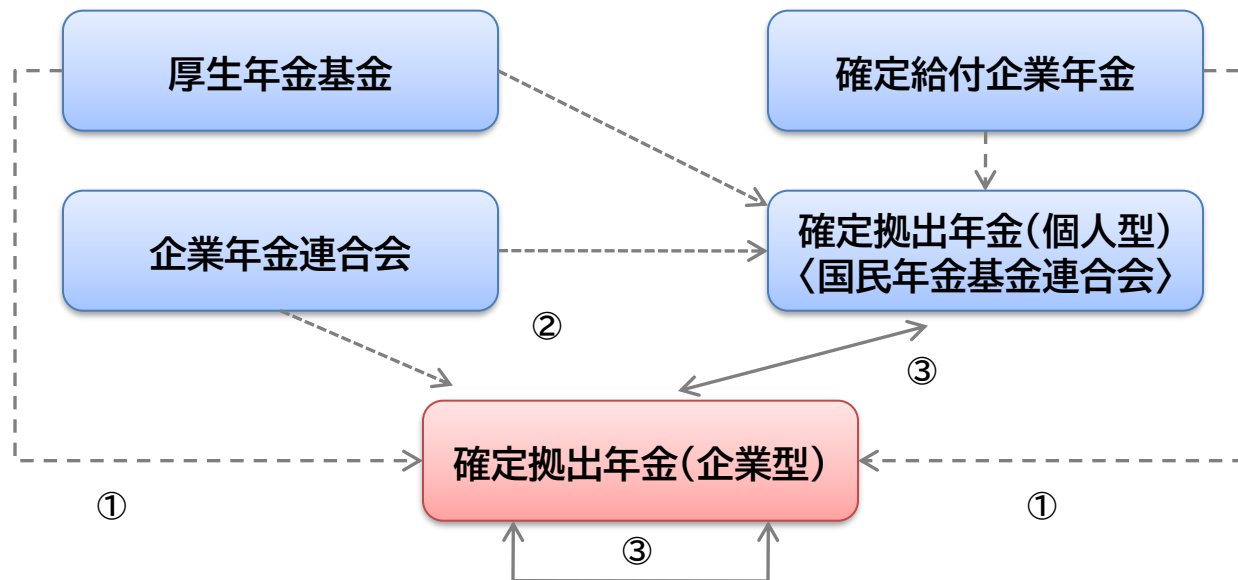
- ① 資産額が1万5000円以下であること
- ② 加入資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月以内であること(未移換者の状態であること)

【ご参考】他の企業年金制度からの資産移換

新たに加わられた方が、前の勤務先での厚生年金基金、確定給付年金(DB)の脱退一時金相当額を受給せずにDCへの移換を選択した場合、または企業年金連合会に移換された場合は、貴会のDCへ移換することができます。

(年金の受給権を有する方や、既に脱退一時金を受給している方は対象外です)

企業年金ポータブル関連図



- ①厚生年金基金または確定給付企業年金から確定拠出年金への移換
- ②企業年金連合会から確定拠出年金への移換
- ③確定拠出年金間での移換

確定拠出年金(DC)制度のメリット ①

確定拠出年金制度は、税制面での優遇を受けながら「セカンドライフ資金を準備」する制度です

拠出時

掛金は
非課税

事業主掛金は所得税・住民税が課されません。
(社会保険料の対象外)

運用時

運用益は
非課税

運用益に対する税金は課されないため、一般の貯蓄等に比べて複利効果が高くなります。
(特別法人税が課税されますが、現在凍結中です)

給付時

各種所得控除
の対象

「公的年金等控除」「退職所得控除」といった税制優遇があり、税負担が軽減されます。

確定拠出年金(DC)制度のメリット ②

確定拠出年金制度における投資信託は、一般的に運用コストが低く設定されており、ローコストでの資産形成が可能です

<投資信託を“確定拠出年金”と“金融機関窓口等”で購入する場合>

| | 確定拠出年金 | 金融機関窓口 |
|-------|----------------|------------------------|
| 購入時 | 一般的に、 手数料なし | 一般的に、 手数料あり |
| 保有期間中 | 一般的に、 低い手数料 | 一般的に、確定拠出年金より 高い手数料 |
| 預替時 | 一般的に、 手数料なし | 一般的に、 手数料あり |

確定拠出年金(DC)制度の特徴

確定拠出年金(DC)は、「従業員」「事業主」
それぞれの観点で特徴(導入意義)があります

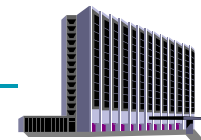


従業員サイド

「老後資金を貯める器」
として最適

DCをきっかけとした
「ライフプランを考える機
会」

など



事業主サイド

企業経営における
「不確定要素」の排除
(債務変動・資産変動)

就労環境の変化に伴う、
従業員ニーズへの対応

など

End of Presentation

- 本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客様の判断により行っていただくことになります。お客様のご判断によって行った対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社とのお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様とのお取引の条件とすることはありません。
- 本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です。)

・信託契約に係るリスクについて

信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります。

・契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます。

・商号等

弊社の商号等 : 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 資産運用業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会